

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——

目 次

訴 状	1
金鐘甲氏の裁判をすすめるにあたって	3
— 金鐘甲さんの裁判をすすめる会 —	
裁判をおこすまでの経過	6
— 金鐘甲さんの裁判をすすめる会 —	
金鐘甲さんのこれまで — 金さんの話より —	11
金鐘甲さんの主治医としての僕..... 兼 崎 暉	17
金鐘甲さんの裁判	犬 養 光 博 20
日本国籍確認訴訟の意義	崔 昌 華 22
日本国籍のこと.....	田 駿 30
会名の変更について	33
入会のよびかけ	34

1975.8.9

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

訴 状

北九州市門司区浜町三番二三号
門司労災病院内四〇六号室

原告 金 鐘 甲 (キムチヨンカブ)

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被告 日 本 国

日本国籍確認等請求の訴

訴訟物の価格 金三〇〇〇万円
貼用印紙額 金一五二九〇〇円

請求の趣旨 別 紙
(訴訟救助申立中)

請求の趣旨

- 一、被告は原告が日本国籍を有することを確認する。
 - 二、被告は原告に対して金三千万円及び本件訴状送達の日から右金員の完済に到るまでこれに対する年五分の割合の金員を付加して支払え。
 - 三、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び請求の趣旨の第二項について仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

一、私(原告)は一九二〇年一月二十五日、日本国民であつた父、キムイルムン金日文の長男として朝鮮慶尙北道金泉郡チヨソンキョソクククトウキムキョクに生まれた。母も日本国民であつたが、二才の時失い、名前は憶えていない。以来同地にて成長した。

一九四一年六月頃、私は国家総動員法の体制のもとで、朝鮮人に課せられた強制連行強制労働の政策のもとに内

地（当時の呼称）につれてこられ、千島について宮城県多賀城にて、日本の敗戦まで牛馬同然に強制労働させられ、その賃金も支払われなかった。敗戦後、やっとな強制労働からは解放されたが、ひきつづいて宮城県にて单身生活を送ってきた。

一九五一年、偏見と予断をもって賍物罪をデッチあげられ、一年二ヶ月の実刑を受け、刑に服し、出所後直ちに「退去強制」となり、大村に収容された。

一九五八年「特別在留許可」により大村収容所を出所し、以来、北九州市門司区（当時の門司市）にて沖仲仕などしながら生活してきた。

一九七一年八月六日、再び「退去強制」の身となったが、同日「仮放免の許可」を得て、北九州市内に居住制限されて、当地にて生活していた。

同年十二月、脳卒中発作のため浅尾外科（門司区門司港）に入院。翌年八月二三日門司労災病院に転院し、現在まで入院加療を続けている。

一九七四年八月五日法務大臣に退去強制処分取消の再審査嘆願書を提出し、同年十一月六日「特別在留許可」をえて現在に至る。

二、前記のとおり、私は日本国民として生れ、日本国の

為に若くして肉親とひき離され、強制連行、強制労働によって日本国に奉仕させられてきた。戦前は皇国臣民としてその義務を強制され、戦後は一方的に外国人とみなされ、一貫して抑圧と強制をうけ、人生を破壊、蹂りんされ耐えがたい苦しみをうけてきた。

しかも、それでもなお、日本国においてしか生活できないような人間にされてしまった。その私に対して、日本国（被告）は退去強制したり、仮放免したり、特別在留許可にしたりしてきた。

今、私の生涯をふりかえつとみると、私が民族として朝鮮人であることにいささかの疑いもないし、そのことに絶対の誇りをもっている。同時に私は日本国籍を有していると信じており、私自身に対する日本国のこのような扱い方はまったく腹立たしいものであり、私の半生をとりかえしのつかないものにしてしまった。三、被告により生じた私の損失はまったく金銭ではかえられないが、あえて金額に換算すると三千万円相当と考え、右金額を請求する。

一九七五年八月十一日

金 キム
鐘 チヨン
甲 カ

福岡地方裁判所御中

金鐘甲氏の裁判をすすめるにあたって

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

ある日、突然に、あなたが日本国籍を喪失したら、あなたはいったいどうなるであろうか。そのような事を考えてみたことがあるだろうか、あなたは。もし、あなたはもはや日本国籍を有していないんだと、日本国より宣言されたら……この日本に住む権利はない。なぜなら

あなたは外国人だから。日本に住みたいと思うなら顔写真を提出し、指紋を取られなければならない。ある期間（三年であったり一年、半年、三カ月ごとであったり、国が決める期間）ごとに日本に住まわせて下さいという書類を出入国管理事務所に提出しなければならない。その結果、住まわせてやるからありがたく思えという外国人登録証という名のお墨付を常時持ち歩かねばならない。この外登録証は、風呂に入って裸になる時以外は常に身につけていなければならない、と日本国は言う。しかし日本に住む御許が出たからといって安心はできない。いつなるとき日本国の心変わりがあるかもしれない。ある日

突然に、おまえは日本に居てはいけない、外国に強制退去させる、それまでは収容所にぶちこんでおく、と云ってくるかもしれないのだ。あなたはどのような自分を想像したことがあるだろうか。

だが、これは在日朝鮮人金鐘甲（キム・ジョンガ）さんが置かれていた立場に他ならないのだ。事実召さんには七一年八月六日、何の前触れもなく退去強制令が発付され、再び突然に七四年一月、期限一年の特別在留許可が与えられたのである。つまり、おまえは日本にとって用もなければ役にもたらず、ただ邪魔なだけだから日本から出て行ってもらわなきゃならん。しかし、今のところしばらくは日本においてやるからありがたく思え、ということなのだ。

「私は自分の意志で日本に来たものではありません」と召さんはきっぱりと言う。「私が生まれた時朝鮮はすでに日本の植民地とされていました。そのため私達朝鮮人

は土地を奪れ、名前を奪れ、多くの同胞の命を奪れました。私の家は当時貧しい農家で小さい時から他家の農作業の手伝に追われ、学校に行くこともできませんでした。日本に来たくて来たのではなく、強制連行によって否応なく連れてこられたのであり、こんなふうにして連れて来た私を、またわけもわからないまま、むりやりに送還するのはまったくひどい」 期限一年の特在は、いつ取消されるかわからない。いつ再び強制退去令が突然に出されるか解らないのだ。

七一年に出された強制退去令が、いかなる理由によるものか、入管当局はいっさい明らかにしていない。石さんは左半身麻痺の状態で、私たちが会いに行くと、いつもベッドの上でタバコの煙をくゆらせている。千島での強制労働が左半身を奪ったのだと、彼はきっぱりと言う。そして、朝鮮に帰っても、身寄りも友人ももう居ないだろう、とぼんやりと言う。朝鮮を植民地とし、強制連行、強制労働を通じて、石さんから肉体を含むあらゆるものを奪い去ったのは、日本と日本人である。石さんが今、日本に居る必要があるというのに、この日本がどのような理由をつければ、彼を日本から追い出せるというのだろうか。

入管令二四条第四項ホ「貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上国又は地方公共団体の負担になっているものは退去を強制できる」というのが、強制退去命令の理由だともいうのか。ならば聞くが、食事もまともに与えず、睡眠時間も日に三時間足らず、便所に行くのさえ監視つき、元気のいい者は逃亡させないためにビッコにする：到底書き表わすことのできな環境で強制労働に従事させ、石さんから健康を奪ったのは一体誰だというのか。その責任をまず全うしてもらおうではないか。石さんの健康をすべて元通りにもどしてくれ。この果し切れぬ責任を果さずして、誰が「国又は地方公共団体の負担」を理由に退去を強制できるというのか。

それとも入管令二四条第四項リ「無期又は一年をこえる懲役若しくは禁こに処せられた者は退去を強制できる」というのが理由だというのか。五一年に石さんが受けたぬれぎぬ「古鉄窃盗」容疑に基づく一年二カ月の実刑判決に、彼が控訴せず刑に服したのは、時の国選弁護人、検事ともども口をそろえて控訴の不利を訴え、この判決が強制退去と同じ意味を持つことに、口をつぐんだからに他ならないのだ。服役後の三年間、彼は大村収容所に

收容されていたが、韓国側が送還を一切受け入れず、そのため、特別在留許可を受けて、大村收容所を出所してゐるではないか。一体、どのような理由の下に、退去強制令が出されたというのか。

いや、そもそも、なぜ召さんに出入国管理令が適用されなければならぬのか。一体、いつの日から召さんは外国人になったというのか。召さんを日本に強制連行してきた時、日本国籍を有した者として、帝国臣民という名のもとに連行してきたはずである。いったい、いつの日から召さんの日本国籍はなくなったというのか。一九一〇年以来、朝鮮半島を完全に日本の領土と化し、朝鮮人民を支配し、朝鮮民族の血の上に築きあげられた大日本帝国、その帝国の臣民として幾多の朝鮮人を日本に強制連行し、強制労働に従事させた大日本帝国。その大日本帝国が、朝鮮人から祖国を奪い一級低い日本人と化すだけではなく、朝鮮人から名前を奪い、朝鮮語を奪い、数知れぬ生命を奪い、民族そのものまで抹消しようとしたのだ。朝鮮人から国家を奪って日本人化するだけではあきたらず、朝鮮人から民族そのものを奪ってまで日本人化しようとしたのだ。しかもなお、現在までも帰化という方法を通して、朝鮮人から民族そのものを奪おうとしてきたのだ。この血塗られた歴史を生

きぬき、左半身を不随にされ、病院のベッドに横たわっている朝鮮人召さんが、いつの日から、そしてなぜ「外国人」―「日本の国籍を有しない者」(入管令第三条二)として扱われねばならないのか。召さんが、自ら日本国籍を放棄したことなどありもしないのに。

日本国の主張は全く人をバカにしたものである。すなわち一九五二年四月二八日発効のいわゆるサンフランシスコ条約の第二条(A)「△朝鮮▽ 日本国は朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」により、五二年四月二八日をもって在日朝鮮人は日本国籍を喪失したというのである。このサ条約第二条(A)は明らかに領土条項であって、国籍に関しては何ら触れていない。領土に関する権利を放棄すること、日本国籍を有していた朝鮮人がその国籍を失うということとは無関係であるはずではなからうか。まして日本が放棄した領土外、つまり日本国内に住む日本国籍保有者の国籍が喪失するなど、あり得べきことではないのだ。第一、朝鮮国家はサ条約の締結相手国ではないのだ。

しかるに日本国はこう続けるのだ。このサ条約第二条(A)は国籍に触れてはいないが、これによって、朝鮮の独

立を承認した以上、朝鮮人は朝鮮国籍を回復すると「解する」更に領土の変更に伴う国籍変動は、「併合時に於いて韓国籍を有した者及び併合なかりせば当然韓国籍を得たであろう者」に適用される……というのである。

「併合なかりせば」召さんが日本国籍を有するはずがないのは当然だが、召さんが今日本国籍保有を主張する必要そのものがないのは、これまた当然ではないか。「併合なかりせば」というなら、すべてその状態にもどしてもらおうではないか。召さんの健康を返してもらおうではないか。「併合なかりせば」命を失うべくもなかった召さんの肉親、友人、彼らの命をすべて返してくれ。召さんの人生すべてを返してくれ。朝鮮人召さんに朝鮮の歴史をすべて返してくれ。半世紀におよぶ召さんの生

涯の内、彼は一度たりとも「併合なかりせば」という状況を経験したことがないのだ。召さんの人生を「併合なかりせば」という状態で最初からやりなおさせてもらおうではないか。それならば彼とて何も言うことはないであろう。ひとたび流れてしまった時間は、とりもどすことはできないのだ。「併合なかりせば」という、事実的に反する仮空の前提に基づいて、あっさりとした人の運命を国家が決定できる……これが日本国の論理なのだ。

ある日、突然に日本国があなたから日本国籍をうばったら……あなたは、そう考えてみたことがあっただろうか。いや、その必要は全くないのかもしれない。なぜなら、あなたも、この日本国の論理をささえている一人なのだから。

経過報告 《裁判をおこすまでの経過》

金鐘甲さんの裁判をすすめる会事務局

一、はじめに——出会い——

一九七二年十月、私たちのグループ（在日朝鮮人問題、入管問題について考えてきたグループ）は金鐘甲（召吾）さんとという在日朝鮮人に出会った。別資料（訴状）

に述べているように召さんは一九七一年八月六日に不当にも退去強制令を受け、門司労災病院で病氣加療中ゆえに仮放免許可という不安定な在留状態で毎日を過ごしていた。召さんとの出会いは私たちに在日朝鮮人、入管問題差別問題、日本人の問題等、今まで頭の中で考えてきた

問題を、具体的に目の前に示し、さらに深く問い正して
くるといふ大きな事件であった。一五年戦争下の朝鮮侵
略、強制連行、強制労働という戦前、戦時中の歴史、そ
して戦後になって、大村収容所への強制収容、強制退去
という歴史の事実が召さんの口から語られ、私たちは彼
にどのような言葉を返せるのだろうか、私たちに今何が
できるのか、召さんとの出会いはたゞ黙々と語る彼の言
葉と表情にあいづちをうつのみであった。

二、「守る会」結成

私たちは毎週少なくとも一度は門司労災病院を訪れ、
召さんの話しを、召さんのおいたち、故郷のこと、強制
徴用され、船にとじこめられ、汽車にとじこめられ北海
道、千島に送られる強制連行の体験を、そして、厳寒の
千島での飛行場建設のために働かされ、労賃もくらず
空腹の中で牛馬の如くぶたれ強制労働させられた事実を
苦痛にゆがんでしゃべるのをひとつひとつ聞いてきた。
召さんとの出会い当初、私たちは強制退去の執行を断じ
て阻止する体制を整え、下関入管事務所のでかたを監視
した。半年を経過して、強制退去令が全くのデタラメで
あり、不当であることを確認した。勿論、退去強制その

ものが入管体制と呼ばれる在日朝鮮人への差別、抑圧の
体制であり、召さんへの攻撃はそれを上まわる法務省、
入管事務所の一方的、根拠のない、許せないものであ
た。そこで召さんに向けられた不当な攻撃、強制退去令
を即時撤回させる闘いを展開することを確認し、一九七
三年十一月十日、できる限りの人たちに連絡をつけ、「
金鐘甲さんを守る会」を結成した。私たちは在日朝鮮人
問題が基本的に在日朝鮮人同胞によって考えられなけれ
ばならないことをふまえ、在日朝鮮人の方々にも会って
いった。またこの問題は同様に日本人自身の問題として
鋭く問い正しているものであることを確認し、私たち自
身の闘いをどう進めてゆくのかを話し合っていた。

三、身元引受人の変更と退去令撤回裁判の論議

「守る会」を結成して以後、強制退去令を即時撤回さ
せる闘いを準備し、まず召さんの身元引受人の問題を考
えた。私たちが一九七二年十月彼と出会ってから一九七
三年まで身元引受人であった在日韓国人Jさんと会い、
私たちが召さんと共に裁判をおこし闘う気持であること
を伝え、Jさんにもし迷惑のかゝることがあれば、と思
っています、との話し合いを行った。Jさんとの合意の

もとに、私たちは保証人変更の手續にはいった。この問題についてはできる限り下関入管事務所とのトラブルを避けるため慎重に考え、最終的に田川のキリスト教牧師である犬養光博氏が引き受けてくれ、一九七四年六月末変更手続きは完了した。併行して討議を行ってきた退去令撤回裁判をどう扱うかも煮つまり、二つの方法が考えられた。退去強制令書発布取消しをめぐる裁判は行政訴訟として

A ———— 彼は退去命令の条項に該当するよりなことは何ひとつおこなっていない。理由がないということ。
B ———— 召さんのように戦前から引きつづいて戦後も在日する朝鮮人、謂わゆる法律一六号該当者には入管令を適用すべきではない。(A Bの論点についての詳細は「守る会」会報七号に記述) A Bのいずれかの方法で裁判斗争に入る体制をつくり、一九七四年八月斗うことを確認した。

四、特別在留許可を獲得する

一九七四年六月末身元引受人変更を終わって退去令撤回裁判をどう進めるかの論議と併行して、「守る会」は特別在留許可を結果として獲得することがこの裁判のひとつの目的でもあったので、直接法務大臣に対し「退去強制

処分取消しの再審査嘆願書」を提出する作業をも進めていった。つまり裁判をおこなう前の一つの段階としての、法務大臣への直訴である。不当な根拠のない強制退去令書発付には納得がいかない、再度、審査を行い、この行政処分を即刻取り消してもらいたいということである。この嘆願書を出したのが同年八月五日。退去令撤回裁判で斗う場合踏んだ方がやりやすいというひとつの手續として考えていた「嘆願書」であった。ところが同年十一月六日「特別在留許可」(一年)が出た。予期せぬ事態となり、こゝで「特在」の意味を検討した。召さんは「特在ではまた、いつ退令が出るかわからん。私は法務省、下関入管事務所の指図に従わなければならぬ義務はない。強制的に連れてきて、働かせ、この身体を不自由にし、戦後も大村に入れられたり、強制的に退去せよとは何事か。このまゝでは腹の虫が収まらん。裁判をやって文句をいいたいことがいっぱいある。」と語った。召さんの怒りに満ちた言葉であった。召さんの決意は固まった。あとの問題として次の新しい方法での裁判をおこなう前に「特在」をうけるか 拒否するかの問題が残り、下関入管事務所を一週間ぐらい、待たせる作戦に出て、その間「特在」について考えた。「特在」は恩恵であり、恩恵

なんぞ拒否し、即刻裁判をおこし斗うべきであると主張する大韓キリスト教会牧師崔昌華氏^{チヤンハ}。彼は一九七四年十月十九日、「守る会」からの連絡によってこの問題を知り、私たちとともに今日まで積極的に斗う決意をもちつづけている在日韓国人である。一方、恩恵ではあるが、一つの運動の成果として、一応うけとり、次の裁判を斗うという二つにわかれたが、最終的には召さんの気持一応うけとりそれから斗うという気持を確認し、十一月六日「特別在留許可」を獲得した。

五、法律一二六号確認か、日本国籍確認か

一九七四年十一月以降、召さんの決意をうけ、「守る会」は次なる斗う手だてを考えた。各地で在日朝鮮人、韓国人の人権を獲得する斗いをおこなっているグループとの連絡、接触を重ね、又判例や国際法、戦前戦後の法解釈論等を調査し、討議を重ねた。同年十二月京都において日本国籍確認訴訟の斗いをおこしている宋斗会氏^{ソンドホエ}が召さんを訪ずれた。全く同じ経験をもってはないが、召さんは宋さんの斗い、年代的には同じ宋さんの突然の訪れを心強く思った様子であった。同じ苦痛の歴史を歩んできた者同志のみがお互いに感じ合うのであろうか、初

対面にもかかわらず、後で召さんは宋さんの印象をよく語ってくれた。どういう形で裁判を進めるかの論議が、一九七四年十二月から続けられ、翌年六月まで半年にも及んだ。論議の中味を簡単に追ってみたいと思う。

(A) 法律一二六号確認訴訟

戦前から在留する在日朝鮮人はいかなる事があるろうとも入管令等の法律に制約されることなく自由に生きてゆく権利がある。戦前からの歴史を考えると、むしろ日本国と日本人は自らの犯した罪の責任を一刻も早くとるべきであろう。朝鮮半島の南北の民族的自主的統一のくるまで、日本国は南朝鮮への侵略をやめ、在日朝鮮人、韓国人への弾圧体制、差別行政をやめ、日本人は自らの行った犯罪を今こそつぐない、在日朝鮮人、韓国人への人権、生活権、居住権を保障せよ。朝鮮籍、韓国籍をもつ朝鮮人、韓国人で何が悪い。

(B) 日本国籍確認訴訟

一九五二年サンフランシスコ条約によって在日朝鮮人は日本国籍を離脱したと日本国は解釈しているが、国籍選択の権利は本人の意志によって決定できるものであり、一方的に剝奪するのは国際法、世界人権宣言に反するものである。朝鮮民族の主体性を保持しつつ

今後仕方なく日本の社会で生きてゆく者にとって、日本国と日本人のたった近代化の中での朝鮮を侵略した責任と、今また国籍の決定権をふみにじった責任を鋭く問うてゆく。

六、裁判をどう進めていくか

以上の論議を経て、(A)(B)それぞれの問題点を残しつつも、最終的に召さんの決意をうけて、日本国籍確認訴訟で闘うことを決定した。(A)(B)の争点については今後、裁判を具体的に進める中でより一層明らかにするつもりである。この問題は在日朝鮮人、韓国人同胞の問題であるだろうし、同時に、再度、私たち日本人自身の有様が深く問われているのではないだろうか。

私たちは召さんの怒りと決意をうけ、召さんとともに来る八月十一日出訴を突破口として「日本国籍確認訴訟」に向けて裁判を闘っていく決意である。

七、附記

私たちが召さんと出会って以降、門司労災病院から召さんが強制退院にされそうな事態が度々あった。その都度私たちは召さんが病院から出されるといふ事態だ

けは絶対許さないことを確認し、病院当局、医師、看護婦との話し合いを続けた。病院の管理規則等で召さんは違反しているといえども、召さんのうけた差別と抑圧の歴史の重みは、もっと深く考えられなければならぬと思う。病院職員にとっての職務や、生活があるといえども、その責任や生活が、召さんにみられるような多くの朝鮮人の犠牲の上ののっかっているとしたならば、再度私たちとともにもっと考えていく必要があるはしないだろうか。「裁判を進める会」では、この裁判は今後、日本人ひとりひとりが問われてくる大きな問題であるとして、病院関係者の方々にとっても、「召さん」を今一度考える必要があるのではないだろうか。

《金鐘甲さんのこれまで》

——金さんの話より——

金鐘甲さんは、一九二〇年（大正八年）釜山プサンより北方の慶尙北道金泉郡キムチムグンの田舎に生まれました。家は貧しい百姓で二才の時母親が死亡し継母がやってきましたが、金さんは各所にあずけられて成長しました。兄弟は、下に継母の子供が二人いただけです。金さんは五つの時からよその大きな百姓家に働きに出ていましたが、全然休むこともできず、学校にも行っていません。それで朝鮮語は話すことはできるけれど、少ししか書けないという状態になったわけです。そうして五、六町やっている百姓家で金さんは働いていましたが、ろくに着るものもなかりありさまでした。たとえ、米や綿を作っても、その頃は収穫されたものは全部日本へ送られてしまいう時勢でした。

南朝鮮は高い山がなく、水に困り、田畑にやる水は勿論、飲む水さえなかったこともあり、作物の出来、不出来も全て天まかせ（雨）であったのにそんな朝鮮での暮しに日本の収奪はますます追いつちをかけたわけです。

「おまえたちは半島じゃない、日本人だ。だから日本人の言うことを聞かなくてはいけない」という当時の勝手な日本人の論理でもって金持ちの息子や親でさえ日本に連れていかれる世の中でしたが、腹いっぱい食ったことのない金さんは「日本に行けば、一日で二十円や三十円の金になる」という甘い言葉にだまされて日本が手配したトラックに積みこまれ、そのまま海をわたり日本へ連れて来られたのです。だまされたといっても、もちろん、このような徴用を拒否する道は金さん達朝鮮人には残されていなかったのです。当時（昭十六）、日本より金泉郡の役所に、日本へ徴用される人数の割あてがあったのですが、それに基いて金さん（二五才独身）も弟（二三才）いとこ（二四才）といっしょに日本へ強制的にひっぱられたわけです。日本語がわかったり、学校に行っている人間は兵隊にひっぱられ、その他の金さんのような、いわゆる「働くだけが能」という人間は強制労働にかりだされたのです。日本へは、金泉から釜山まで

汽車で来て、下関まで船に乗って、下関からは臨時列車で北海道へと運ばれたわけですが、その時の扱いは朝鮮人三人ずつをひもで縛り、日本人の監督が一人、太い棒を持ってついていて排泄すらろくにできないほど詰め込まれ、牛馬同然のありさまでした。

その夏（昭一六）には「スガワラ組」の請負いで金さんら弟もいとこもいっしょに千島に移されました。そこでの仕事は飛行場建設でしたが、それは、全くのタコ部屋で朝鮮人の男が三万人ばかり、監視つきで働かされました。女性も三〇人ばかりいました。これは監視の日本人達の「楽しみ」のためにつれてこられた人達でした。千島の夜は白夜で夜はみじかく、三時間ぐらいタコ部屋に閉じこめられて寝るだけであとは全部仕事でした。一度として満腹に飯を食えず、特に元気のいい者は反抗できないように棍棒でなぐられ足を折られたまま労働にかり出されました。動かさないほど重い荷の入った車を押すのに手間取っていると「きさま、それで国の為になるか」とうしろから棒が折れるまでシリをなぐられたことはしょつ中でした。少し日本語のわかる者が、「そんなにたたかなくてもいいじゃないか」とでも言おうものなら半殺しの目にあわされました。その頃日本人は朝鮮

人を殺すことなどなんとも思わなかったのです。給料は月に二円五十銭でしたが金をもらったところで物が自由に買えたわけではありません。外には出られず、便所に行くにも監視つきだったのですから。

千島には、たびたび米軍の爆撃があり、それによって半数くらいの方が死んだようです。弟やいとこは、棍棒で絶えずなぐられそれが為にビッコにされていたので、その爆撃の際、逃げ遅れて死んだのです。

一九四一年（昭一六）生き残った者は（冬は厳寒で人が住めない）手錠をはめられたまま、千島から宮城県に送られました。仙台と塩釜の間に飛行場が二、三ヶ所あって金さんはスガワラ組と人夫ごと移ってきて、多賀城というところで再びタコ部屋生活の毎日でした。そしてここでも監視つきのきびしい仕事でした。金持の家では我が子が日本でどうしているかと朝鮮より会いに来たのですが我が子の顔が見分けられないほどのやつれ方でした。金さんの場合は貧しいので誰も会いに来ませんでした。

現在金さんはずい分とタバコの量が多いのですが、その頃はタバコはなく、あっても千島でも多賀城でもピンハネされ、スガワラ組が連れてまわっている慰安婦にス

ガワラ組の男らがやってしまったということです。

昭和二十年敗戦をむかえ、金さん達、連れてこられた朝鮮人は強制労働から解放されました。解放されたのはいいけれど仕事もなく金もなくその上言葉が通じないので全く途方にくれました。その時朝鮮連盟ができていて帰国する人の募集があり、かなりの人が朝鮮へ帰ったのですが金さんは朝鮮に帰っても誰も力になってくれる人はいないし、いっしょにつれてこられた弟やいとこは殺され、自分だけ帰るのも心苦しく、その上生活も厳しいだろうと思ひ日本に残りました。

その後の日本の生活で「はっちゃん」と呼ばれて親しまれた金本八郎という日本名は北海道で飯場の親方（朝鮮人）がつけてくれたものです。職に困り、三菱細倉鉦山に行ってみた時、これまでさんさん強制労働させていたのに今度は朝鮮人は雇わないと言われて断わられました。金さんは、いろいろな事をして戦後の動乱期を生きぬいてきたわけですがその一つとして、日本人の友人がやっていた鮎屋をいっしょにやって生計をたてていた時がありました。鮎は米と砂糖がない時代ですから、もやして甘みをつけて作るのですが、最初は失敗ばかりして鮎を作るつもりがのりになったそうです。また、かつぎ

屋もやったそうです。田舎は米が安いので（一斗二百円）東京、横浜、横須賀に持って行けば十倍くらいの値で売れました。それに気をよくした金さんが、あるとき、駅長と仲が良かったので一万二千円もってチャッキで全部米を買って送ったらそれが全部検査されて没集されたなどということもありました。

一九五一年（昭二六）金さんの家のそばに大きなビルディング建設の計画があり警察官などが立ち退き説得に来たりしましたが知人も立ち退き拒否を支持してくれて金さんはがんばり通していました。そんなある日、日本人の「ケンチャン」が細倉鉦山のクズ鉄を荷車に積んで盗んで運んでいる時に偶然出会い、車を押すのを手伝ってくれといわれたので金さんは何も知らずに押していたところ、金さんの家の近くで警察官に出会いました。そして、警察官とのやりとりで、そのクズ鉄は盗んだものなので「今夜は、もう遅いから荷物をここに置いて帰れ」と言われました。金さんは自分が盗んだものではなかったから、そう気にもとめず家に帰って寝ました。翌朝、金さんの家に警察官が来て彼は逮捕され、日本人「ケンチャン」は捕まらず、結局彼だけが二年の求刑をうけ裁判では一年二カ月の実刑を言い渡されたのでした。この

時、彼の国選弁護人は控訴すれば長びくから刑に服する
ように言い「新憲法下」では一年以上の実刑をうけると
強制退去になるということを金さんに一言も教えてはく
れませんでした。そして検事も控訴しない方が得だとい
うし、丁度朝鮮人の友人が金さんの家を保釈金を作ると
いう名目で無断で売り、その売った金三、四万円をもっ
てゆくえがわからなくなり保釈金もなく保釈できなくな
ってしまったので金さんは控訴せず仙台刑務所に入りま
した。

一九五二(三)年(昭二七、二八?)やっと刑期を務
めあげ刑務所を出た金さんを待ちうけていたのは入管の
係官で、金さんはそのまま大村収容所に送られたのです。
大村収容所には十数棟の建物があり当時五、六千人が収
容されていました。各棟の周りにはそれぞれ鉄条網でバ
リケードがほどこされ、往き来ができないようにしてあ
りました。各棟はみな二階建てで、一階はいわゆる「密
航者」が、二階には日本に在留していて何らかの理由で
捕えられた人が収容されていました。そして肉親は別々
の棟に収容されてほとんど面会はできませんでした。
「担当」とよばれる日本人警備員が各棟二、三人、そし
て被収容者の中に「総務」「班長」というのがいました。

また「保安隊」というのが組織されていて所内でのケン
カの仲裁をしていました。棟の中では、わりと自由に行
動でき、男も女も同じ棟に収容されていたので腹が大き
くなる女の人も中にはいました。また朝鮮から夫に会い
に密航してきて捕まり収容所の中で妊娠した人もいたよ
うです。収容されてからすぐは、ムシロ編みの仕事をや
らされていたが、じきにその仕事もなくなりました。
また収容所内には広場があったけれどもそこの運動
は一切やらせてもらえなかつたしその広場を使っている
のは見たことがありませんでした。

収容所には売店があり、外から金の入ってくる人や、
密航してきた人達は割合に金を持っていたので、色々と
物を買うことができました。しかし、ずっと日本にいて
捕った人は金も何も持っていない人が多く、その人たちは
何も買えませんでした。たばこをすいたくても買えない
人が多く、パンを売店に持っていき「シンセイ」と交換
していました。盗み、かっぱらいがよくあり、専門のブ
ローカーもいました。バリケードのところでは他の棟のブ
ローカーと落ち合い、別の棟で品物を売りさばいていま
した。

金さんが収容されて、二、三年たつ頃収容されていた

朝鮮人民の待遇改善要求斗争がありました。「運動をさせろ、面会させろ……」といった要求をかかげ第三棟を中心に斗われました。第三棟の人全員が飯を食わないと言いかわし、五日間(?)くらいハンストを貫徹したということでした。そして最後は、全員が全ての棟から広場へと集合し収容所の高い壁の外には、全九州から動員されたという警察官が何千人と包囲していた。「何でもいうことを聞いてやるからおとなしく解散しろ。しなければ中に入り全員逮捕する」とおどしたりすかしたりしました。そのうち警察官が侵入してきて組織的に抵抗できないうま、鎮圧されました。何人かは独房にぶちこまれました。何でも言うことを聞いてやるといっていましたは何にもかわりませんでした。

そのころの李承晩独裁政権は、在日朝鮮人のひきとりを拒否していたので戦前から日本にいた朝鮮人は大村から解放されるめどが全くありませんでした。日本で生れ、大学をでて、朝鮮語を全く知らない朝鮮人が「密航してきた」という書類を偽造し、送還船にのって、大村収容所をとにかく出ようとしたことがありました。朝鮮に渡ってからまた日本に密航してこようというのです。ところが送還船にはのったけれど、釜山で全員が警察に留置

され、尋問をうけて全部バラタといいます。彼らのその後はわからないということでした。

李承晩が、在日朝鮮人の韓国送還受け取りを拒否していたため、日本政府は次々と大村の朝鮮人を放免していききました。金さんも二回目の放免のとき、宮城県へ帰りたいと主張しました。けれども宮城県には身元引受人がないという理由で拒否されました。金さんはそれがだめなら朝鮮へ返せと要求し、結局その後しばらく収容所で生活することになりました。

一九五七年、今村という飯場のオヤジが身元保証人となり、何人かの仲間といっしょに門司の白木崎にやってきました。この頃は、だいたい仕事が少なくて、黒川のトンネル掘りや、棧橋通りの土方をしに行ったり、沖仲仕にいったりしました。四百三十円くらいの日当でした。十二人でオールナイトをやり、一〇五〇トンのセメントをあげて二千九百円でした。仕事もあまりなく、飯場にいと日に三百五十円とられるので次々と人が出ていきました。金さんも関門食堂の二階に部屋を借りて住みました。その後、その一帯が火事で焼けてしまいました。関門食堂の人は家を建て直すまで線路の脇にバラックを建てて住んでいましたが、不法建築ということで、撤去

を要求されて、自分で少しづつこわじていました。金さんはマージャンクラブの中の部屋を五千円で借りて住みました。この頃より身元保証人は、彼が毎日飯をたべに行く食堂の経営者であるJさん（韓国籍）となりました。けんかをして警察に留置され何回も罰金を払わされました。

在留期間は、だいたい一カ月ごとでした。時に半年に延長されたこともありました。期間更進の手続きは繁雑で十数通もの書類が必要でした。大村収容所にいたときからの知りあいで、白木崎の飯場で働いていた友人が、よく代書してくれていました。その友人もアル中がもとで死んでしまいました。彼は身よりもないために病院に入院して治療していましたが、アルコールを断つことがついにできなかつたのです。病院は、彼が死んだその日金さんに遺体の引きとりを要求し、困ったあげくに焼き場に一晚安置したといえます。その後は、もっぱら代書人に頼るしかなかつたのですが代書人もそういう小口の仕事はなかなかやってくれなくて、あとまわしにされることがたびたびでした。

東海運で、臨時雇から正式採用になる予定でしたが、痔よりの出血がひどく門司労災病院で手術を受けました

が、うまくいきませんでした。その上左足が少し不自由になり、入管へ行くのが困難となり、仕事も軽いものしかできなくなりました。足があまりきかないので、入管に頼んで門司港で切り替えてもらうようにしました。一九七一年、春の頃入管の職員から、「韓国籍にしたらこんな面倒な手続きはせんでよくなる。永住権とつたら三年に一度だけの手続きでよくなる」と、しつこく言われ、「俺の国籍を何で入管の言うとおりにしなければならぬか」という気持ちで拒否していましたが、体も自由な上、切り替えの手続きがあまりに面倒なので、入管に韓国籍にしてくれと誓いに行ったら断られました。民団に行つて聞くと、万の金が必要だと言われやめました。半年の切り替えを門司港の入管でした直後、入管から呼びだされました。理由を聞いても答えませんでした。「二、三日前に切り替えしたばかりやし、足も悪いので来なくちゃいかんと言われたが、行く必要ないと言うた」が、係官三人が彼の借りている部屋へ来て、出頭しろと言うので下関入管へ行きました。すると「法務大臣から書類が却下されたので、強制退去となりました」と言われました。日本語は読めないで、どんな書類を見せられたのか覚えていませんが、何かの書類に署名、捺印し

ました。「A異議申し立てできるVということは聞いた記憶がなく、異議申立はしませんでした」

一九七一年、八月六日、三千円出すと仮放免許可証をくれました。居住及び行動範囲の制限は北九州市内と限定されました。十二月脳卒中中で倒れ門司港、浅尾外科に入院。入院中、病院側より一方的に田の浦の精神病院に移そうとしたので抗議し、朝鮮総連の取りはからいで、一九七二年八月二十三日門司労災病院内科に入院。以来

現在まで同病院にて加療を続けています。

一九七四年八月五日法務大臣に退去強制処分取消しの再審査嘆願書を提出し、同年十一月六日「特別在留許可」を得て現在に至っています。

体の方は現在は脳卒中による左半身マヒのため車イスを常用しており、短いきよりは杖をついてなら歩ける状態です。

金鐘甲さんと主治医としての僕

兼崎

暉

〔金さんとの出会い〕

三年前、院長より頼まれて偶然にも受け持った患者が金さんであったわけです。入院後しばらくして、入管の係官が調査に訪れた際、金さんは退去強制令がでており、現在は仮放免中であること、治療終了と共に大村収容所に収容する予定であることを知らされました。

それまで、入管や大村収容所や外国人登録証のことなど、知識としては、ぼんやりと知っていたのですが、実

際の自分の生活の中では、関係のないものとして、よどみなくすごしていたところに、突然にもそれらを具体的に体現した金さんに直面したわけです。

そのとき、日本の入管の地獄網にひっかかった朝鮮人、金さんが日本人である僕につきつけた問題に対し、ひとたび関わりあえば泥沼のように自分をひきづりこんでいくだろうことを予感し、自分は医者として彼の身体の病気にのみ関わりあえばよいではないかと、問題の核心から逃げたい気持が強かったわけです。けれど、一方では

この問題をさけることは許せないと思う気持ちもあり、とにかく、いわゆる入管問題に詳しい人を訪れて、なんとかしてもらおうと、話をしてみわっているうちに、しだいに金さんのまわりにいるんな人がやって来るようになり、自分の中でも第一歩が始まったわけです。

〔患者としての金さんと主治医としての僕〕

患者としての金さんは僕ら医師にとっても、看護婦にとっても、従順な患者とはいえず、やりにくい患者と思われているわけです。それ故に主治医である僕に彼を強制退院にしろと迫る声は多いわけです。そんなときは金さんの強制連行されて今日に至った経歴や日本の朝鮮に対する侵略と差別の歴史をポソポソと話すわけですが、すぐ反論されてしまいます。「だからといって金さんだけを特別扱いすると他の患者に対する平等な扱いが崩れ、病棟の秩序が保てない」「病院は医療することが目的であり、その患者がどんな経歴を持っているかということとは無関係に、病院の医療方針にそわない患者は退院さすべきだ」「私達看護婦や他の患者より金さんを大事にするのですか」そんなふうに一斉に放たれる声に僕は何んとも困ってしまいうわけです。それは多勢に無勢であ

るということだけでなく、日本人として、そして医師としての僕の中にその声に共鳴する弦のひびきを感じるからです。ふと時と場をちがえば、それは自分の口から出る声ともなると思うからです。

ある夜のことです。医療保護を受けている金さんが一ヶ月に一度手にするわずかな金で飲酒にでかけ、病院へ帰る途中、酔ってころんで頭をけがしたわけです。その時、自宅から呼び出された僕は思わず「僕らは金さんのことで走りまわっているのに、自分は酒をぞのんで」という思いで、頬をひっぱたいてしまったわけです。そのとき、金さんはひととき酔いもさめたように、涙を流して僕に反論したわけです。

「めいわくをかけてすまないと思っています。しかし、日本が若かった私を強制連行して日本に連れてくることになかったなら、私だって、今頃、朝鮮にいて貧しくとも妻も子供もいるでしょう。こんな年とって身よりもなく一人で病院に暮すこともなかったはずですよ」

僕はまったく返すことばもありませんでした。「僕らはこんな金さんのために走りまわっているのに」という思いと、金さんを退院させるといふ声とどれだけちがいがあのか、と彼に迫られたような気がしたわけです。

「金さんがこの訴訟で僕らにつきつけている意味」

「強制連行され、強制労働させられ、一生を台無しにさせられた上、今もなお退去強制の上、やっと恩恵として特在をもらうなどという日本により私の受けてきた苦しみを死ぬ前には是非とも言っておきたい」という彼の気持ちを日本国に送り届けるには、無力な者にとって、今のところ裁判しかないだろうということで訴訟を考え始めたわけです。その中で、金さんは日本国籍確認訴訟を選んだ理由について「私達は日本国民にさせられたのだから」としか話してくれません。しかし、この短い理由を日本人である僕らは何度も考えてみる必要があると思います。

一八七六年、武力によって江華島条約により朝鮮を開港させた日本が朝鮮への侵略の第一歩を踏みだしたこと。一九一〇年、日韓併合により日本が朝鮮を領有するようになり、朝鮮人は強制的に日本国民にされたこと。日本国民とされたが故に日本軍国主義の国家総動員法の体制のもとに日本列島、千島、樺太などへの百五十万にも及ぶ朝鮮人の強制連行、強制労働が可能になったこと。その結果、今もなお、なまりある日本語を話し、日本の文

字を読めない金さんが日本に居住せざるを得ないこと。しかし、金さんの例で具体的にわかるように在日朝鮮人は居住さえ、退去強制によって脅かされていること。その上、税金はちゃんととりたてられながらも、参政権はもとより児童手当ももらえず、公団住宅にも入れず、公務員はおろか民間企業からもしめ出され、生活のあらゆる面で日本人と差別されていること。しかも、その差別が公的諸権利の上でも保障されていること。そして、この敗戦後における公的諸権利の差別はサンフランシスコ条約の締結により日本国家によってひき出された、在日朝鮮人から日本国籍を一方的に剝奪し外国人としたことから出発していることです。

金さんが「日本国民にされたのだから」という時、第一歩として、それは、最後まで日本国民として差別なく面倒をみると、日本国に迫っていると思うわけです。朝鮮人である金さんがいつの日か朝鮮に帰るかどうかは彼自身が決めることだとしても、日本に居住する限り、参政権を含めて公的諸権利において日本人以下であることは許せないということが、僕ら日本人にとってのこの裁判の第一の意味だと思わけてです。

しかし、この裁判に日本人としての僕が関わるという

ことは、戦前にひきつづき、戦後もつづく在日朝鮮人に対する法的・社会的差別に金さんに出会うまでは思いがつきささらず、自分の生活がよどみなく流れてきたことをたえず思いかえずと共に、そのよりの状況を日本人である僕らが支えていることに目をすえつけることから始めて、近代日本の朝鮮（人）に対する侵略と差別の歴史が、現在形で、自分の中に生き続けていることに、こだわり続けることだと思ふわけです。

「あなたの顔は朝鮮人に似ていますね」といわれた時に、反射的にムッとする感情がわき上ってくるとき、キ

金鐘甲さんの裁判

犬養光博

「牧師というのは社会的には一応信用されているから」というので金鐘甲さんの保証人を引き受けさせられた。それ以後金さんや金さんと共に歩んでいる人々の間に入って頂いて学ばせられている。

近頃つくづく思うことは、例えば金さんもその一人である在日韓国人、朝鮮人を徹底的に差別する事に於いて

ムチのんにくのおいにフーッと蔑視の思いが鼻につくとき、そして、朝鮮人に面と向って「朝鮮人」と発音するときの口の中の妙なとまどいのひととき。

自分が生きつづける限り、自分の中に巢食って体の一部とも化したこのよりの朝鮮（人）に対する反射的を拒否感に、ウジウジとこだわり続けたいと思ふわけです。そして、このこだわりの底から、いつの日か、グイッと自分を反転させて、このよりの自分につくり上げたものを撃つことができると思ふわけです。

成り立っている日本国そして日本人であれば、そんな所で信用されているというのは、犯罪的だと言うことだ。

「牧師だから」というのではなくて、一人の人間として共に歩める者でありたいとつくづく思う。

それにしても、あのベッドに坐って、痛む足をさすりつつ、煙草をふかしている金鐘甲さんの存在にうちこま

れた楔の重さに圧倒されてしまう。金さんがポツリポツリと話される事を聞いてたり、その聞いたことを、日本と朝鮮半島の歴史の年表にあてはめてみたりして、楔が何なのかを知らされる。しかし、ぼくたちが認識出来る部分などはないことではあるまい。又、認識出来たとしても、それは金さんの体験を認識したことにはならないだろう。「強制連行」という四字は、どれだけ活字で説明されても、金さんの肉体にうちこまれた「強制連行」とは異質のモノであろう。「大村」も「特在」も「仮放免」も「入管」も同じことである。

だからと言って、認識を否定したり、認識を実体化させる努力を放棄することは許されない。

今度、金さんが日本国籍確認の訴訟をおこされる事になった。

カネミ斗争で紙野柳蔵さんと共に歩ませて頂いて、裁判のむなしさについてはよくよく思い知らされた。そんなぼくだから金さんの裁判にも心の底から積極的になれるわけではない。それに、日本国籍確認の訴訟は在日朝鮮人、韓国人を死へと追いやるもので、そんなものに関わることは金さんを殺すことになるのがわからないか、と詰り寄せられたこともある。

国籍の確認ということが、在日朝鮮人、韓国人問題のすべてであるとか、最も基本的なとり組みだとか今のぼくには言えない。ただ一つの戦いである。

戦いは決してなまやさしいものではないけれども、何か肩をいからせたり、悲愴に陥ったりすることはない。このことも紙野さんから教えて頂いた。

ぼくにとって問題なのは現実の金鐘甲さんだ。金鐘甲さんをとびこして、あるいは利用して、高尚な理論が証明されてはならないと思うし、在日朝鮮人、韓国人の総体の為にと言うので金さんの願いが踏みにじられてもならないと思う。あるいは、日本国を打つための手段であってもならないと思う。

「金さんの要求といいますが、金さんの要求がまちがっていたらどうしますか。金さんが知らずに死ぬことを要求していたら、あなたがたはそれに加勢するのですか」と問われた。

わからないのだ。ぼくのしようとしていることはとてもない事ではないかと言う思いも常に在る。

でも、今の時点で、時間をかけて討論して出した結論なのだから、それにそって歩もうと思うのだ。

それにしても、これから金さんはどうして生きて行かれるだろう。そんな金さんを知ったぼくはどうして生きて行けばいいのだろう。

金さんとの間に在るこの深い断絶はどうしたら埋められるのだろう。共に裁判に関わらせて頂く中で、ぼくはこの問題に固執したいと思う。

(一九七五・七・三〇)

日本国籍確認訴訟の意義

チオエ
崔 昌 華
チャン
フア

1 金鐘甲さんとの出会い

私が金さんについて耳にしたのは一九七四年六月頃ではじめて出会ったのは一九七四年十月十九日 北九州市小倉北区大門のひびき荘において、出入国管理令について講演を頼まれ、お話しに行った時である。

不自由な体でやっと座る金さんに「안녕 하십니까(アン ニヨン ハシマニカ)」と声をかけた。同じ民族が韓国語で交す二言、三言の言葉でお互いの気持のふれあいをすぐ感ずることが出来た。

確かにこの会合で孫 振斗裁判、申京換 裁判等(ソンジンポド、シンキョンフン)を話し、これらの根本問題を問う形で宋斗会裁判(ソンドホエ)（日本国籍確認訴訟）について語った。同時に大村収容所に収容されているいろいろな事例についても説明した。

戦後、日本政府による在日韓国人の日本国籍の剝奪が

在日韓国人、朝鮮人を追放する理由になった。即ち「あなたは外国人である」という思考である。あなたは韓国人である、即ち朝鮮人である故に日本に権利として居住することは出来ないという論理構成をしたのである。

このような日本政府の論理構成を根本的に深く検討する間もなく今日に至った。その間、数多くの在日韓国人朝鮮人が追放されたのであり、今なお大村収容所に収容されているのである。

これらの諸々のケースの根本は国籍問題にある。それ故に、日本政府による国籍剝奪を問題化し、国際問題として提起しなければならぬのである。

このような小生の主張を金さんはじいっと聞いていた。そして質問の一つ一つに答えている内容を金さんなりに理解していたと思うのである。

その後、門司労災病院を訪問したり、集会が小倉教会で開かれたとき、不自由な体であるにもかゝらず一度参加したこともある。

一九七五年六月十一日には折尾教会、金栄植(キムヒョソン)牧師と共に門司労災病院の事務局長、看護婦長を訪問し、金さんの強制退院問題について、詳細に経過をきくとともに、患者を平等に扱おうという名のもとに、民族差別をして

はならないと強く抗議したのであった。

このような金さんとの出会いが単なる金さん個人だけのことでなく、金さんの生涯を通して、日本政府から在日韓国人、朝鮮人がどのように扱かわれてきたかを如実に示すものであった。

在日韓国人、朝鮮人に対する追放政策が具体的に金さんに集約されているとみることが出来る。

金さんとのこのような出会いを大事にし、金さん個人の問題を根本的に解決することは在日韓国人、朝鮮人問題の解決にもかゝるのである。金さんの「入管と縁を切りたい」という単純なこちばの中に深い意味が含まれている。この深い意味を共に考えて行きたい。

2 何故、在日韓国人が

日本国籍確認の訴訟をするのか？

まず在日韓国人、朝鮮人という用語が何を意味しているのか。いろいろな意味でその言語を用いている。韓国人という用語は一般には大韓民国との関係でそのことばを理解しようとする。そして朝鮮人という用語は朝鮮人民共和国との関係で考えようとする。

私は大韓民国という言語を現在休戦ラインの南部を

實的に支配している国という意味も含んで考えているが、より重容な意味づけは、一八九七年、国の名称を朝鮮から大韓帝国に変更し、自主独立を宣言し、主体性を発揮しようとしたところにある。そして韓国人とは自主独立を自らのものにしようとした、民族主体性を持た人々として考える。

他方、朝鮮人というのは日本が三六年間、朝鮮人という用語を用いて差別、べっ視してきた、そのことばを逆に用いることにおいて「朝鮮人で何が悪いのか？」という問いをおして用いている。

同時に韓国人、朝鮮人というのには民族の一員であることを示す用語だと理解する。白衣民族、朝鮮民族という民族共同体の一員であることを示すのである。

このような意味で日本人という言語も、ヤマト民族の一員として考えるのである。

それ故に、日本国民は全部日本人であるという考えには賛成出来ない。日本国民には日本国を形成している複数民族、即ち、オロチョン人、アイヌ人、オキナワ人、日本人（ヤマト民族に属する人）等がおるわけである。

過去三六年間、日本は武力で韓国を支配、併合し植民地とした。このことによって、韓国民族に日本国籍を強

要した。それ故、韓国民族の一人一人が好むと好まざるにかゝわらず、即ちいやおうなく日本国籍者にさせられた。日本国籍を強要することによって、二一〇万という多数の韓国人を日本に強制連行することを国際法的に可能にしたのである。

その後、日本政府は韓国民族をヤマト民族に同化させる政策をとった。ことば、文字を奪い、神社参拝を強要し、皇国臣民の誓詞をとなえさせ、最後に名前まで奪って、ヤマト民族化しようとした。

このような過程で多くの韓国人が、武力による併合の不当性を叫び、民族自決を叫びつつ独立運動を展開した。韓国民族としては誰一人独立を支持しない人はいなかった。多くの独立運動家が日本政府の銃剣によって殺害された生々しい記憶を忘れることは出来ないものである。同じく独立運動家が叫びつづけた民族の独立、韓国の自主独立を一時たりとも忘れてはならないのである。このような民族の受難の歴史をふまえつつ、現実的に日本本来の領土に六三万にのぼる韓国民族が居住しているということである。

視点をかえていかなれば、武力で植民地を求め、武力でヤマト民族をアジアの各国に植民しようとした日本帝

国主義の野望は連合国の武力によって駆逐され、アジア各国に散在していたヤマト民族は生命カラガラ日本の本来の領土に帰国せざるを得なかった。

しかし侵略され、武力で植民地化されていた韓国民族は日本帝国の必要に応じて、強制連行されて移住をよぎなくされ、現実に日本本来の領土に植民することが出来た。韓国民族の六三万という多数の人々が権利として日本国に居住することが出来た。これら韓国民族六三万を人道的にも歴史的背景からも、日本本来の領土から強制追放しようとすることは、国際世論からも許されないものである。

このことをヤマト民族である日本人は素直に認めなければならぬ。即ち、他国を侵略したことによって出来たきずあとである。

在日韓国人が権利として日本国に居住することを素直に認め、彼等の基本的人権を最大限に保障することが侵略のきずあとを大事にすることであり、きずあとを見るたびに、再び他国を侵略することは許さないと意識と決意が芽ばえるであろう。

他方、在日韓国人、朝鮮人が権利として日本に居住するようになった背景には強制連行で、又は戦場で殺され

ていった韓国民族の血が流されているということを銘記すべきである。

このような過去の歴史の重みによって在日韓国人が居住するのであり、この血によって獲得した権利としての居住権を国際法的に確固たるものにするのがこの裁判の意義であるといえる。

日本政府は何時でも在日韓国人を追放できる法的地位におこりと努めているのが実体において表われている。この実体こそ、まさに金さんの今までの入管とのつきあいであらわれている。「外国人」という用語はまさに歴史の重みを否定した用語であり、在日韓国人にとっては差別用語といわざるをえない。

外国人という用語に含まれるのはよそも意識であり、又、権利としての居住権をもたないことを法的に表現したことばでもある。

権利としての居住権、参政権を含めた基本的人権を国際法的に保障するのが国籍である。ここに、この日本国籍確認訴訟をすすめる根本的理由があるといわざるをえない。

3 国籍の本質は何か

私達は国籍という用語を用いる時、すでに分りきっている概念として前提し、考えることも、より深く検討することもしないのである。それは韓国人にも、日本人にも、すでに固定した概念として考えられている。即ち、国籍というものは民族の代名詞みたいに考えられていることである。韓国人というのは韓国国籍保有者であり、日本人というのは日本国籍保有者であるという単純な考え方である。それ故に、民族概念を法的に表現したものが国籍概念であると考えられている。

この背景には国家というものを民族国家としてのみ考慮に入れている。しかし近代国家はあくまでも民族国家であるよりは領土国家であり、一定の領域に居住する諸民族が共に住む意欲の下で共同体を形成することである。即ち、複数の民族による国家を意味するのである。ヨーロッパの諸国、又、アジアの諸国、すべて複数民族で構成されている。

国籍という用語が用いられる以前は定住という用語が使用されていた。国籍という用語の代りに定住という用語を用いれば、その本質を示すといえる。それ故に、国

籍は常に居住にかからしめていたのである。このような意味で、権利としての居住、定住を法的に表現したのが国籍であるといえる。

多くの平和条約において国籍の選択が条約上明文規定によって規定されたが、同時に、国籍を選択した個人が選択した国に居住を移転することも明文規定されたのである。それ故、国籍の選択とは定住の選択ともいえる。

このような意味で考えてみると居住の実体のない国籍とは空洞化された国籍といわざるをえないのである。それ故、法は実体の表現であるから、実体と法、即ち、居住と国籍を一致せしめなければならぬ時期がある。

他方、国籍ということばは国家と個人との法的きずなを表現した言語である。この国家は個人個人の人権を保障するためにあるのであって、権力機構としての国家のために、国家があるのではない。国家主義は国家のために個人があり、時には個人を犠牲にして国家を優先させるのである。これが全体主義国家、又は、国家主義国家といえる。

国家主義の国家は自由に個人から国籍を剝奪したり、時には国籍を与えたりすることが出来ると考える。

国家は居住という実体のある人々に対して一つの法令、

又は一片の通達によって国籍を奪うこと又は喪失せしめることが出来ると考える。これこそ、人権を無視した国家主義国家である。しかも、それが民族を理由としてなしたならば民族差別である。このような考え方によって、即ち、国家主義的考え方によって、民族差別として在日韓国人、朝鮮人、在日台湾人から日本政府は一片の通達によって、国籍を剝奪したのである。

このような考え方、このような行政措置は民主主義理念にはなじまないものである。国家はその構成員たる個人（民族がちがっていても）の人権を最大限に保障しなければならぬのである。

民主主義国家は世界人権宣言 第一五条「何人も国籍を有する権利を有する。何人も、ほしいままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」という規定を尊重しなければならぬ。

この規定は共同体に所属している個人を、国家が自由に、又は恣意的に、個人の人権を奪うことが出来ないというものである。

国籍とは生れ、成長、教育、感情、職業等の社会生活により、個人と個人が結合されている、又は、個人が共同体に結び合わされているきずなを法的に表現したものの

である。即ち、個人が共に住む意欲の下で、個人と又は共同体と深い深いきずまで結合されている、この実体こそ、まさに国籍なのである。この実体は居住、定住によつてのみ可能になるのであり、定住のないところにこの実体はあり得ないのである。

国家はこの実体を単に認めれば足りるのである。ここに国籍の本質がある。

それ故、国籍を喪失せしめること、国籍を剝奪することとは、まさに客観的に存在する実体を法的に否認することである。このことによつて、五〇年又は七〇年、又は二代、三代によつて、生活実体によつて結合されたきずを法的に否認し、生活土台をゆすぶる強制退去を国際法的に可能ならしむるのである。

ここに強制退去が死刑にも該当する行政罰であることを指摘しなければならぬ。

外国人という法的地位は国内法上（出入国管理令）又は国際法上（韓日条約による）永住許可を取得したとしても、文字通り永住を無条件に保証するものではないことを明白に認識することである。そのような永住許可はある条件の下では強制退去が可能であり、国内法の改悪、国家間協定の事情変更又は拡大解釈等により、外国に一

年以上居住することによつて簡単になくなつてしまふ永住である。永住という文字からくる錯覚におちいらぬことである。

居住を国際法的に無条件に、又、絶対的に保障するものが国籍であると共に、近代民主主義国家における基本的人権、特に参政権を保障するものは国籍であり、政治に参与することにより、はじめて人間らしく、又、人間として、その社会、共同体が認めることになり、他方、参政権をもつて自分たちの人権を守りつづけることが出来るのである。

4 同化政策の道具としての帰化

戦前、日本帝国政府は武力で韓国を併合し、それにより韓国民族が日本国籍者となつた。これは併合条約という国際条約の効果によるのであつた。その後韓国民族を日本民族、ヤマト民族に同化させ、つくり変えることであつた。形式的にも、精神的にもヤマト民族にならせることであつた。

戦後、日本が平和条約を締結し、独立を回復して民主主義国家になつたと思つていたが、在日韓国人、朝鮮人から日本国籍を剝奪し、外国人とみなすことによつて外

国人につくりあげ、日本国籍が欲しい者は帰化申請書を提出させ、嚴重な審査後、自由裁量によって決定するのである。

現在、国籍法によって帰化できる有資格者は、出入国管理令の在留資格（最大限三年）との関係から引続き五年の居住実績を有するもので一般外国人に該当者がなく、いわゆる「外国人とみなす」と規定した在日韓国人、朝鮮人、台湾人である。

これらの人々が帰化申請書を提出した段階で、同化の程度、ヤマト民族になったかどうかを、家庭における生活状況、周囲の日本人の意見等によって徹底的に調査するのである。名前については本名を名乗れば差別されるので、せつかく日本人になろうとしているのだから日本名を名乗るよう行政指導するのである。帰化制度をとらして徹底的に日本人化、ヤマト民族化させるのである。

他方、いくら日本人化された人であっても、過去一〇年間の身元調査、職業関係、品行関係を詳細に調査し、生活保護を受けたことがあったり、前科があったり、あまり望ましくないという判断をすれば許可されないのである。警察は帰化した人々に韓国人との交際をなるべく避けるように、又は、韓国人団体に寄付をしないように

すすめている事実もある。

日本人化された典型的な人間は周囲の日本人が帰化したことを知っているにもかかわらず、日本人の前で韓国人、朝鮮人の悪口を言うことによって、自分は本来の日本人であるかのように見せようとすることもある。又、帰化したことをかくすため、本籍地を数回移転することによって戸籍抄本に帰化した事実が記載されないよう工夫をする人もいる。

帰化制度の厳格な運用から、少しずつこの運用を緩和することによって同化政策を促進しようとしている。

在日韓国人の不安定な状況の下で、なやみ、苦しみ、どうすることも出来ない状況で、やむなく帰化している人々もいることは事実であり、その殆んどがそうであるかも知れないが、事実、日本政府の同化政策にのせられていることだけは明白である。このような意味から帰化制度を容認できないし、又、帰化する人々に再考を促したいのである。

5 結 び

日本国籍確認訴訟は韓国人、朝鮮人としての民族的自覚をもち、民族主体性を保持しつつ、日本において、韓

国民族としての生存を、韓国民族の一員である個人の生存権、人権を獲得する法廷斗争なのである。

在日韓国人の法的地位は国際法的にだんだんと固定しつつあり、おそらく遠からずして日本は朝鮮人民共和国と国交を開くであろうと思われる。自民党議員が平壤（ピョンヤン）を訪問し、歓迎されている事実からも明らかのように見え、しかも、そのように思われてくる。

国交が開かれる時、どのような法的地位が規定されるか推測の域を出ないが、何れにしても、そのことによつて、在日韓国人、朝鮮人の法的地位は確立されると思われる。

国際法的に確立されてしまった法的地位からは在日韓国人、朝鮮人の人権そのものが、どのように規定されるか今のうちに、金さんの如く、常に不安定な居住で、常になやまされつづけるのか、憂慮にたえないのである。

基本的人権というものは常に個人が自分の人権を守るため、人権を侵害してくる権力と斗わなければならない。人権が守られていると思ひ居眠りするといつの間にか人権は侵害されて行くのである。

在日韓国人、朝鮮人は約一〇〇万、心を一つにして、わたしたちの人権を侵害している日本の国家権力と斗い

勝ちとらねばならない。

帰化している韓国人、朝鮮人は一日も早く民族にもどり、民族的自覚をもつと共に民族的誇りを得るため、歴史、言語をならい、日本人化、即ち非人間化されたところから解放されなければならない。

国家主義的国家はみなさんもっている国籍を一片の法令によつて、いつでも剝奪し得ることを忘れてはならない。第一次大戦後、全体主義国家、国家主義国家は、民族、思想を理由にして国籍を剝奪したのである。これらの点については小生の「国籍と人権」（酒井書店）を参照されたい。

民族主体性を獲得し、名前を日本人形式の名前から本名（韓国語よみ）にもどし、堂々と韓国民族の一員であることを示すべきであり、この裁判斗争こそ、在日韓国人、朝鮮人が民族主体性をとりもどし、民族文化を守りつつ、この共なる日本社会において、参与することである。

この斗いは人間尊重の斗いであり、自己が他人によつて受け入れられることを望むように、他人を認めて行くことである。これは、言葉としては簡単なようであるが、今までの自己を变革することによつてのみ可能であり、

人間を本当に物としてでなく人間として尊重し、自分のもつすべての権利が他人にも、認められることを認めることである。これは民主社会の根本であり、日本が真の民主化にすすむ過程において避けることの出来ない道程

在日韓国人、朝鮮人、心ある日本人、真の民主化のため共に手を結んでこの裁判を支援しましょう。

(八幡大学講師・在日大韓基督教小倉教会牧師)

日本国籍のこと

田

駿

すぐる四月六日付の朝日新聞につきのよう
な記事が載った

* * *

『日本国籍を認めて』

『戦前、日本領で日本人として生まれた朝鮮台湾人にも日本国籍があることを認めてほしい』と、国を相手取って別々に訴訟を起した。在日朝鮮人、宋斗会さん(五七)と在日台湾人、林景明さん(四三)が一五日午後二時から東京新宿の早稲田奉仕園でいっしょに集会を開き、政府の不十分な戦後処理で、棄民状態にある日本人のためにも、今後の、共闘、を誓い合った。

宋さんは昭和四四年一〇月に東京地裁へ、林さんは今年二月に東京地裁へ「国籍確認訴訟」を出した。二人とも、政府が敗戦後、領土を放棄すると同時に在日朝鮮人、在日台湾人の国籍を一方的に奪ったことは「世界人権宣言」にも違反する。本人の意思を無視してそのときの都合で、政府が勝手にちからづくで国籍を押しつけたり、奪ったりできないはず、と主張。「日本政府の戦後処理が妥当であったかどうか、国民自身が裁いてほしい」と訴えた。

* * *

この記事はこのあと、樺太抑留帰還韓国人

会の朴魯学氏、在韓日本人妻で帰国した西山梅子さん、愛知大の田中宏氏などがそれぞれ感想をのべている。

以上のような内容であるが、宋氏と林氏の提起した問題は大きい。それは単に一個人の訴訟に止まらず、在日韓国人および台湾人全体の問題であり、これと裏はらに日本人の問題でもあるからである。

なにはともあれ、両氏の提出した「国籍確認訴訟」について検討して見るが、この訴えの主眼は「日本政府は一方的に国籍を奪った」という点にある。

日本政府が一方的に日本国籍を奪ったという事は、表現はどぎついが事実であって、

その通りであるといえる。すなわち両氏の主眼とする論旨は正しいのである。論理上正しくども、日本の裁判で正しい理論を取り上げるだろりかになると甚しく疑問である。こゝに問題がある。むしろ日本の裁判は、正しい論旨を回避し、誤った逃げ口上で、その論旨をしりぞけるのではないかという気がする。これはいままでも幾千年間にわたる経験からしてそんな気がするのである。

まず、日本政府は在日韓国人および台湾人の日本国籍を一方的に奪ったという点であるが、日本政府はいうまでもなくサンフランシスコ条約によって、旧植民地を放棄した。と同時に、旧植民地の住民に対する統轄権をも放棄したと見做されるべきであり、すなわち、朝鮮半島および台湾島に住んでいた住民については当然その統轄権が放棄されたのである。この点について異議はない。

ところが、日本国内に居住していた韓国人および台湾人については、特別な規定はなく、ただ、つぎのような規定で総括的に示された。というのは「日本国との平和条約」の中に示された条項であるが、難しい条文であるが、ここに二、三行を示す。

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。
(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。
……………

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む）に対するものの処理並びに日本国におけるこれら当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極め主題とする。……………

* * *

以上の引用がその要点となる。これは日本の六法全書にかかれており、いつでも引いて見ることがい。

要点をもっとつきつめると、第二条で日本

は朝鮮の独立を承認し（台湾の条項にはない）その権利、権限及び請求権を放棄したということである。この時点では、在日朝鮮人をどうするかはふれていない。ただ、日本側の放棄のみを示しているわけである。

第四条では、日本国とこれらの当局との間の特別取極め主題とするであって、これが要するにその後の「日韓条約」の根拠をなす条文であるが、この日韓条約で在日韓国人の国籍問題を明確化することは少しも違法ではなく、その点で日韓条約は論理に合致したものである。その日韓条約では在日韓国人の国籍を「韓国国籍」とした。これはこれでいいのである。

しかし、それにしても、日本の国籍所有者であった彼らに、国籍の取得、放棄の手續きを取らせる措置をしたことはなかった。要するに日韓条約によって、彼らに韓国国籍を一方的に押しつけたのである。

韓国籍を取って満足する人は、不備な手續きではあっても、結果が同じであれば、まあ納得がいく。しかし、在日朝鮮人がすべて韓国籍で満足するわけではない。日本国籍をそのまま持ちつづけたいと思う人もいるわけである。すなわち、宋氏の場合である。

宋氏の立場からすれば、まちがいはなく、日

本国籍を奪われたのであり、日本国籍を自分から放棄もせず、離脱させられるような違法もしないのに、なぜ、日本国籍を取り上げたのか。という疑問は残る。これは疑問が残るだけでなく、法理論からして当然な問題点となるのである。

もっとも、台湾の林氏の場合はなおそうである。日本が台湾との外交交渉もなく、いきなり、日本国籍はないというのであるから、正常な常識の持ち主ならば、誰でもがこの疑問を持つ筈である。

* * *

日本政府は、平和条約発効と同時に、在日朝鮮人、在日台湾人に対して、日本国籍の持続か離脱か、の択一の手続きを取らすべきであった。この手続きをさえしていたら、その後、そしていまも起きている「入管」事件のほとんどは起きていない筈である。これはたしかに日本政府の「失政」の一つであった。日本政府がこの失政をしたのは、日本にとって大きな問題を残した。それは、入管の問題で多くのトラブルが起ったこともさることながら、今日に至っても新しい、「入管法」がなお通過しないということも根元はこゝに

あるが、そのような行政的なことよりも、日本国民の心の底に大きな差別感、そしてそれに伴って起きる罪悪感を植えつけることとなつた。

日本がこれだけ民主化されながら、なお、是正しきれない問題点を日本人個人個人の心の底に沈ませていくもの一つは、実はこの点なのである。日本で差別の問題を見ると、この点を抜きにしてはちよつと考えられないのであるが、残念なことには、日本人自身はこの点について気がついていないのである。在日朝鮮人問題はすでに解決済みであると考へている人が圧倒的に多いのである。

宋氏たちの訴えにもあるように、このことは世界人権宣言に悖るとある。たしかに、それはそうであつて、日本のこの失政は、国内政治の失政に止まらず、世界的な見地からして一つの恥かしいこととなつていのである。世界人権宣言のいう精神に全く逆行する解決の方式をとっているからであり、その点で民主主義をいう日本としても大きな矛盾となつていのである。

* * *

日本の裁判が、両氏の訴えをどう裁くかは

大抵想像がつく。けれども、この訴えの精神と論理を一概に無視することはできないだろう。日本の新聞が報道すること自体がすでに一つの進歩であつて、日本の中には部分的に良識もあるということがある。この事件を契機に良識の人たちに大きく考えてもらいたいと思うのである。

それにしても、訴えを起した両氏の勇氣に對し、ほんとうに敬意を表する。両氏も必ずしも自分自身のことのみを考えたのではなく、少なくとも立場と考えを同じくする同胞たちの先頭に立って、勇断をした訴訟であるにちがいない。その決断に勇氣がいることもそうであるが、訴訟に要する物質的な犠牲と時間の所要も大きなものであろう。

なおかつ、これらの犠牲があるにしても、この訴訟の持つ意義は大きい。とくに在日韓国人および台湾人にとってはそうである。これを機会に、日本人がもっとこの点を深く考へるよう、願いたいものである。

あるいは、両氏の訴訟を支援することがわれわれに課せられた義務であるかも知れない。すくなくともそのような気がするのである。

〔フリーライフ〕

一九七三年六月号より

会名の変更について

四十八年十一月より、この問題に私達が関わり始めて三年になりますが、私達は「金鐘甲さんを守る会」という会名のもとに、金鐘甲さんのことに、会として関わってきました。

この会名をつけたときは、「会名などはなんでもよいから適当につけておこう」という程度の気持ちで、深く考察することなくつけたわけです。

しかし、昨年十二月に宋斗会さんがこちらに來られたおり、「一体、日本人が朝鮮人を守ることができるとか、ことばの狭い意味においてさえ、強大な日本国家と入管の力の前で守ることができるとか。諸君にできることは、そのことについて考える、もしくは、考えるふりをする程度のことしかできないのではないか」と言われたのが会名について私達自身が再検討の気持ちをもち始めたきっかけであったわけです。その後、それぞれ、別個に在日朝鮮人の方々から同様な問題提起があったわけです。それに、私達自身もこの三年間、金さんのことに関わ

る中で、明治以後一貫して続いている、日本（人）による朝鮮（人）に対する侵略の歴史と、そしてその歴史が一人一人の私達日本人の中に現在も生々しく脈うっていることを、正視するにはきわめて不快な形でたえずつきつけられ、論理においても、倫理の上においても、現実のありようにおいても、金さんを「守る」ということはありえないのではないかとの思いを深めてきたわけです。それで今回、金さんが裁判を開始する段階を契機に、新しい人達にこの問題に加わっていただき、この問題を新たな段階に押し上げて行こうとする意図をもって、会名を変更することになりました。新しい会名は「金鐘甲さんの裁判をすすめる会」としました。

この会の仕事としては、第一の課題として、今回、訴状を提出した、金鐘甲さんの国籍確認訴訟をおしすすめることがあるわけです。しかし、そこを出発点として、人間としての金さんにふれ、さらに日本（人）と朝鮮（人）のことに、よりいっそう生々しく目が開かれていくような会にしたいと考えています。

入会のよびかけ

会名も裁判を開始するにあたり、「金鐘甲さんの裁判をすすめる会」と改名し、新しくより多くの人がこの裁判に関わり考えていただくことを会として希望しています。私達の会は今まで、小さな会であり、今後、裁判をすすめるにあたり、資金や裁判を準備する能力の上でも不足しており、裁判の傍聴、集会への参加、裁判研究会への参加、金さんの見舞、資金カンパなどの活動に新しい方の参加を強く希望しています。

◎会費 一ヶ月 一口五百円（何口でも可）

会員には会報やその他パンフなどをお送りします。

◎連絡先

北九州市小倉北区赤坂三丁目三番地一号

延命寺教職員住宅一〇二号 村田 嘉納

北九州市小倉北区白銀一―六―七

チオエ
崔

チヤン
昌

フア
華

093-821-1111